

会 議 記 録				
会 議 の 名 称		総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室
				担当職員 阿久根由美子
日 時	平成26年6月16日(月曜日)		開 議 午前 10 時 00 分 閉 議 午後 1 時 51 分 (休憩 11:59 ~ 13:05)	
出席委員	吉田 ○中村 並河 山本 田中 石野 堤 木曾			
執行機関 出席者	(政策推進室所管)桂政策推進室長、竹村政策推進課長、柏尾政策推進課担当課長 (総務部所管)門総務部長、木村税・財政総務部担当部長兼財政課長、石田総務課長、栗林自治防災課長、畑中自治防災課主幹、吉田税務課長、井上総務課副課長、田中自治防災課副課長、谷税務課副課長、松野総務課情報化推進係長 (教育部所管)木曾教育部長、川勝教育部次長、河原教育総務課長、松山学校教育課長、桂人権教育課長、林教育総務課副課長、木村企画管理部契約検査課長、中西まちづくり推進部建築住宅課長 (生涯学習部所管)俣野生涯学習部長、桂人権啓発課長、橋本人権啓発課副課長 (環境市民部:行政報告関係)中川環境市民部長			
事務局 出席者	藤村局長、山内次長、阿久根副課長			
傍聴	可	市民 名	報道関係者 名	議員 2名(菱田、酒井)

会 議 の 概 要

10:00

1 開議

〔吉田委員長 開議〕

2 事務局日程説明

〔事務局次長 日程説明〕

3 議案審査

10:03

〔政策推進室 入室〕

〔政策推進室長 あいさつ〕

【第9号議案】

〔政策推進室 説明(10:05~10:07)〕

〔質 疑〕

<堤委員>

本施設は南つつじヶ丘住民だけのものか、市民の施設なのか。他町では生涯学習センターという形で地元が土地、建物を考え整備している。財源は何か。

<政策推進課担当課長>

市民全体の施設で南つつじヶ丘住民を中心に多くの市民の利用をしてもらいたい。未利用地が4筆あり1筆は駐車場で2筆は売却した。残り1筆を売却代で市が整備した。

<堤委員>

公共施設ではあるが、町の名称が入っており、南つつじヶ丘だけの施設のように市民は思われる。全市民が利用できるよう発信願う。

<政策推進室長>

市が設置したものであり、市において広く知らせていく。

< 田中委員 >

指定管理料は払わないとのことだが、維持管理費はどこが負担するのか。

< 政策推進課担当課長 >

指定管理者において利用料で賄われる。不足は指定管理者が繰り出すことになる。

< 木曾委員 >

自治会事務所は入るのか。

< 政策推進課担当課長 >

入る。

< 木曾委員 >

南つつじヶ丘自治会が指定管理者とのことだが、指定管理者の選定要件に合致しているのか。

< 政策推進課担当課長 >

4月22日に指定管理者選定委員会で運営状況などを説明し決定された。

< 木曾委員 >

自治会と契約するのか。

< 政策推進課担当課長 >

議決後自治会長と協定を結ぶ。

< 木曾委員 >

自治会長が指定管理者になることに問題ないのか。

< 政策推進課担当課長 >

自治会は問題ない。他のコミュニティセンターも自治会長を指定管理者として協定を結んでいる。

< 政策推進室長 >

指定管理者の選定では実績調書、構成、規約等を確認のうえ決定したもので問題はない。

〔政策推進室 退室〕

10:19

〔総務部 入室〕

〔総務部長あいさつ〕

【第1号議案】

〔総務部 説明(10:20～10:28)〕

〔質 疑〕

< 田中委員 >

マイナンバー制度導入に関する本市の費用対効果は。

< 総務課長 >

業務軽減が図れるが、今時点で明確には算出できない。

< 田中委員 >

行政の効率化は理解できるが、市民の利便性の面でどうか。

< 総務課長 >

申請時の所得証明等の添付が省略できる。パソコン上で自分の情報が確認できる。

< 田中委員 >

プライバシー保護の方法と個人情報の提供についてどう考えているのか。

< 総務課長 >

セキュリティ対策は国の指導に基づき厳格に行う。個人情報の提供については制度自体の担当ではないので答えられない。

< 田中委員 >

担当課はどこか。

< 総務課長 >

企画管理部夢ビジョン推進課である。

< 田中委員 >

国会で公安、警察への情報提供等法律が成立してから次々問題が出ている。担当課から答えがほしい。

< 吉田委員長 >

後ほど文書で回答を提出願う。

< 並河委員 >

畑野町の消火栓格納庫 25 基は新設か。

< 自治防災課長 >

新設である。畑野町は上水道未普及地域であったことから整備数が非常に少なく補うために新設する。

< 堤委員 >

他町設置の消火栓格納庫、備品はどのように予算化、整備されるのか。

< 自治防災課長 >

原則地元管理である。消防団が定期点検し整備が必要な場合は、自治会を通じて自主防災会の補助金等を活用し整備される。

< 堤委員 >

自治会負担なのか。

< 自治防災課長 >

そのとおりである。

< 堤委員 >

今回は畑野町自治会の申請なのか。

< 自治防災課長 >

今回は自治総合センターから宝くじ収益金の一部により 10 分の 10 の補助を受け、市が畑野町自主防災会に助成金を出し、それを持って自主防災会が購入される。市に負担はない。

< 堤委員 >

消火栓格納庫の整備は自治会が行っている。有事に備える公共の設備なので自治会が購入するのはどうなのか。

< 総務部長 >

そのとおりであると思う。優先順位をつけ対応していく。一定の部分は予算化も考えたい。

< 並河委員 >

先日発生した高層マンションの火災に対応できたのか。市民が心配していた。

< 畑中自治防災課主幹 >

35m のはしご車が出動したが軽度の火災で必要はなかった。

【第 3 号議案】

〔総務課長説明 (10:40 ~ 10:41)〕

< 田中委員 >

全館貸すのか。

< 総務課長 >

事務所にされる 2 階と 1 階の駐車場の一部である。

< 田中委員 >

貸付ける面積は。

< 総務課長 >

2 階は 388.37 m²、駐車場は 1 台分で共用のため面積按分となる。

< 堤委員 >

どこから支払われるのか。川東地域国営事業では J A の駐車場を借りており地元も負担していた。不公平はないのか。

< 税・財政担当部長 >

国、府、市、地元の 4 者が負担され市に家賃として支払われる。川東地域の事業も同じである。

【第 4 号議案】

【報告第 1 号】

〔 税務課長説明 (10:45 ~ 10:51) 〕

〔 質疑なし 〕

【第 8 号議案】

〔 自治防災課主幹説明 (10:52 ~ 10:54) 〕

〔 質疑なし 〕

【第 10 号議案】

〔 総務課長説明 (10:55 ~ 10:55) 〕

〔 質疑 〕

< 木曾委員 >

篠町、浄法寺区も了承されているのか。

< 総務課長 >

篠町自治会から要望をもらっている。

【第 11 号議案】

〔 自治防災課長説明 (10:56 ~ 10:57) 〕

〔 質疑 〕

< 田中委員 >

残地はため池か。

< 自治防災課長 >

そのとおりである。

< 田中委員 >

堤防に危険はないか。

< 自治防災課長 >

上池と下池があり、上池を廃止する。下池に危険はない。

< 堤委員 >

廃止の池は土盛りをするのか。

< 自治防災課長 >

ため池の機能がなくなり所有者及び管理者から変更申請があったもので、所有者、管理者、受益者の同意を得て埋め立てし駐車場として活用する。
〔総務部 退室〕

10:59

〔休憩〕

11:05

〔教育部、契約検査課長、建築住宅課長 入室〕
〔教育部長 あいさつ〕

【第1号議案】

〔教育部 説明（11:07～11:09）〕

〔質疑〕

<木曾委員>

いじめ防止条例を制定しない理由は。

<学校教育課長>

国の方針、法律によりいじめ基本方針を定めたもので、条例化は必ずしもしなくてもよい。

<木曾委員>

なぜ基本方針なのかはよく分からない。条例化するのが運用面でもよいのでは。

<学校教育課長>

3月に基本方針を策定した。国の法律、方針を本市のいじめ基本方針に網羅できているので、条例化しなくてもよいと考えている。

<吉田委員長>

条例化は本委員会でも考えているところである。

<教育部長>

条例化し委員会設置も含めておけば一度にできるが、人権を守る観点でいうなら虐待もあり教育委員会だけの所管ではなく市全体で考え作るのがよいと考えている。今回はまず現場で早急に対応する必要もあり、教育委員会で方針を策定した。

<山本委員>

いじめ防止対策委員会委員はいじめ調査委員会委員とは別か。

<学校教育課長>

弁護士、臨床心理士、保護司、医療機関、学識経験者、人権擁護委員、京都府家庭支援総合センター、京都府南丹教育局など専門職の方を考えている。

<山本委員>

いじめ調査委員会委員も同じように専門職の方になるようだが、別の人なのか。

<学校教育課長>

教育委員会の付属機関ではなく調査委員会は市の付属機関となる。別の人となる。

【第6号議案】

〔学校教育課長（11:20～11:21）〕

<堤委員>

委員は何人か。市内全校を対象とするのか。

<学校教育課長>

委員は条例上10人以内としている。弁護士、臨床心理士、保護司、医療機関、学識経験者、人権擁護委員、京都府家庭支援総合センター、京都府南丹教育局など専

門的分野の人を選任し有効な手立てや対策を立てる。調査時にはいじめの状況、背景、原因、事象が起きたときの対応など客観的事実を調査し対処法の検討や防止を図る。民事、刑事上の責任追及や訴訟対応をするものではない。

<堤委員>

事象が起きてから対策するのか。起きる前に助言するものと考えていた。

<学校教育課長>

事後調査も行うが、それまでに防止に効果ある取組み、早期発見の手立てを専門的見地から審議してもらうもの。学校でいじめをしない、させない、傍観者とならない教育を行い、地域社会に向けての啓発まどいじめが起きない地域づくりが築けるようにしていくものである。

<山本委員>

防止対策の検討や事後の調査を行うのか。

<学校教育課長>

そのとおりである。

<木曽委員>

P T A 関係組織の代表者は委員にならない予定なのか。

<学校教育課長>

いじめ防止対策推進委員会は入らない予定で、第三者の立場で検討を行う。いじめ対策連絡協議会には保護者代表の方にも入ってもらい啓発を考えている。

<木曽委員>

P T A 連絡協議会とは常に連携されている。いじめ防止を推進する委員会なので P T A 関係者が入られても問題はないと思う。

<学校教育課長>

委員に入ってもらうことはできる。

<吉田委員長>

保護者代表はいじめ対策連絡協議会に入られているのに、いじめ対策推進委員会委員に入れないのはどうか。それぞれの委員会の目的と責任の所在を明確にされたい。

【第 5 号議案】

〔教育総務課長説明（11:32～11:34）〕

〔質疑〕

<並河委員>

対象者はどのくらいか。

<教育総務課長>

約 3 ～ 4 割の保護者が対象になると思われる。

<吉田委員長>

兄弟の年齢が離れると受けられないのは何故か。保護者の負担は変わらない。国の制度にないのなら市がフォローしようと思わないのか。少子化対策のために年齢が離れていても減免できればよいと思う。

<教育総務課長>

国の制度に基づき実施してきた。国の補助はほぼ 3 分の 1 で一般財源が膨らみ年 1 億円近い予算である。制度は充実されてきた。国の基準を超えてまでは今は考えられない。

<吉田委員長>

予算の優先順位の問題である。本市は何を優先にするのか。子育て支援にやる気が

ないと思われぬように考えてもらいたい。

【第14号議案】

〔教育総務課長説明（11:37～11:39）〕

〔質疑〕

<堤委員>

国の経済政策、震災の復興等で公共事業が多く、技術者不足、鉄筋不足と聞く。工期に余裕がなければ業者も大変である。考慮されているか。

<建築住宅課長>

建築業界は今大変で、1期も工期を年度内ではあるが2週間延ばした。2期工事も発注にあたり危惧したところである。当初地元には1期工事は夏休みに完成し、完成後引っ越しをして2期工事に入る予定と説明していた。昨今の事情により行程が苦しく、本体工事は10月末、2期工事は12月末完成の予定で、全体行程は平成28年度前半にずれる。当初は27年度末の予定であった。

<堤委員>

地元運営協議会や住民への周知を十分されたい。

<並河委員>

全館空調設備は整うのか。

<建築住宅課長>

完備する。

<田中委員>

落札率は。

<契約検査課長>

94.81%。

〔教育部、契約検査課長、建築住宅課長 退室〕

11:45

〔生涯学習部 入室〕

〔生涯学習部長 あいさつ〕

【第7号議案】

〔生涯学習部説明（11:47～11:50）〕

〔質疑〕

<山本委員>

いじめ調査委員会の調査といじめ防止対策推進委員会の調査との違いは何か。

<人権啓発課長>

いじめ防止対策推進委員会調査結果に対して再調査を行う。再度同じような事象が起きる可能性がある場合の防止対策としての調査も行う。

<堤委員>

事後調査し具体策を学校に指導するとのことであるが、いじめが起きない事前の策を検討する委員会だと思っていた。

<人権啓発課長>

調査中心である。いじめ基本方針に基づき行う。市長部局の調査は事象に対する調査であり、委員はいじめ防止対策推進委員会委員と重ならないよう選任する。

<木曾委員>

市長が諮問する調査の内容は何か。

<人権啓発課長>

教育委員会がした調査を被害者が納得できない場合などを想定している。

<人権啓発課長>

市長が諮問するのか。

<人権啓発課長>

市長が調査決定をする。

<吉田委員長>

教育委員会の調査だけでは不十分と思ったときに市長が調査できる機関と理解する。

<生涯学習部長>

第1段階ではいじめ防止対策推進委員会で防止対策し、学校にはいじめ防止対策の組織で対応し、いじめのない学校社会をつくる。万が一、大津市のような事件が起き教育委員会の調査に社会的納得ができづらいときなどに市長が大局的判断のなかで再調査を行い、防止策を検討するものである。

<木曾委員>

教育への政治家の介入にならないか。教育委員会が手を負えないものを市長が全面解決を図ることになるのか。

<生涯学習部長>

第三者機関として教育委員会から離れたところとするもの。いじめ防止対策推進法に定められている。

<吉田委員長>

大津市の事案から国が法律を整備し、その法律に基づき設置するものなのか。

<人権啓発課長>

そのとおりである。大津市の事故がきっかけだと思う。

〔生涯学習部 退室〕

11:59

〔 休 憩 〕

13:05

4 討論～採決

<吉田委員長>

議員間討議の要望はあるか。― なし ―

いじめと虐待防止の条例は明日環境厚生常任委員会で協議される。その結果を待つて検討したい。

第9号議案の南つつじコミュニティセンター指定管理者の指定に関しては、政治倫理条例を確認したい。

〔事務局長 政治倫理条例第5条朗読〕

（議員の配偶者が役員をしている団体は指定管理者にならないよう努めること等を規定している。）

<吉田委員長>

努力規定ではあるが議員提案で制定されたもの、議員は守らなければならない。意見を。

<山本委員>

執行部が確認をしている。結果を待つて採決すればよい。

< 事務局長 >

執行部は木曾委員の質疑の意図を理解してなかったように思うので伝えた。

< 吉田委員長 >

第 9 号議案の採決は明日にする。

< 木曾委員 >

議案提案までに確認しておくべき。いま確認しているのはどうかと思う。委員長からもその旨執行部に伝えてもらいたい。

< 吉田委員長 >

執行部には伝える。役員の交代は明日までには間に合わない。委員長報告の指摘で整理しなさいとするかなど考えないといけない。

< 堤委員 >

努力規定であるが、執行部や議員の認識が不十分である。

< 木曾委員 >

指定管理者の選定基準には問題ないが、政治倫理条例に抵触するので選定基準を整理する必要がある。

< 吉田委員長 >

地方自治法に矛盾しない範囲で自らを律するために作った条例なのでしっかり守らなければならない。自分たち議員が作っておいて守らないのはよくない。

〔 討論 〕

< 田中委員 >

第 1 号議案、マイナンバー制度には問題があるので認められない。

第 4 号議案の軽自動車税の引き上げについて、本市は広域で軽自動車の需要が多い。市民の足として必要なものに負担を大きくすることは反対である。

〔 採決 〕

第 1 号議案 賛成多数 (反対 田中委員、並河委員)

第 3 号議案 全員賛成

第 4 号議案 賛成多数 (反対 田中委員、並河委員)

第 5 号議案 全員賛成

第 6 号議案 全員賛成

第 7 号議案 全員賛成

第 8 号議案 全員賛成

第 10 号議案 全員賛成

第 11 号議案 全員賛成

第 14 号議案 全員賛成

報告第 1 号 全員賛成

第 9 号議案の採決は、6 月 17 日に再度、理事者説明を受けたのちに実施することで、全員了承

〔 指摘要望 なし 〕

13 : 23

5 陳情・要望について

陳情・要望 5 件については、全て聞きおく程度とする

1 3 : 2 5

〔 休 憩 〕

1 3 : 3 1

6 その他

・「アユモドキの保全と京都スタジアム（仮称）整備の共生について」の広報について（行政報告）

6 月 3 日に、京都府と亀岡市が共同で行った「アユモドキの保全と京都スタジアム（仮称）整備の共生について」の新聞広報の内容について、桂政策推進室長から説明。

〔 質 疑 〕

< 木曾委員 >

「アユモドキカムバック大作戦」という大きな看板を立てられているが、それはアユモドキの生息地を知らしてしまうことになると思うが、大丈夫か。

< 環境市民部長 >

その看板は、京都府が平成 1 7 年から 1 9 年にかけて、アユモドキの保護・増殖のために設置されたものである。スタジアム建設や都市計画公園の決定など、この地域が注目されるようになる中で、こちらからは公表していないが、マスコミにも出ている状況であり、現時点では、パトロールを強化し、密漁の防止に努めているところである。

< 木曾委員 >

一般質問において、市長が特定の河川名を言われて、発言を修正されているような状況にもかかわらず、そのような看板を立てていてはまずいのではないか。京都府にその旨伝えてもらうことはできないか。

< 環境市民部長 >

そのような意見があることは伝えるが、他にも密漁防止の啓発も立てられている状況である。本来、生息地は秘匿すべき内容だとは思いますが、今後は、ある程度生息地がここにあるということを承知の上で、いかにして密漁を防止していくのかということに切り替えていく時期が来るのではないかと考えている。その切り替えの時期までの間は、引き続き情報管理に努めたいと考える。

< 木曾委員 >

岡山県に視察に行った時は、生息地がわかるような看板を立ててはいけないと聞いた。アユモドキが結果的にいなくなれば大変なことになるので、早急に京都府と協議する必要があると考えるが。

< 環境市民部長 >

そのような意見を踏まえ、改めて協議をさせていただきたいと考える。

1 3 : 4 1

〔 理事者 退室 〕

・公契約条例制定検討に係る参考人招致について

< 吉田委員長 >

公契約条例制定検討のため、亀岡建設業協会から 4 名の方に対し、参考人として常任委員会への出席を依頼していきたいと考えている。事務局より 4 名の方の紹介を願う。

<事務局次長>

亀岡建設業協会	会長	堤	周三	様
	副会長	楠原	健	様
	副会長	古谷	俊明	様
	事務局長	田中	篤	様

以上4名です。

<吉田委員長>

ただ今、紹介のあった4名の方を参考人として招致することについて、賛成者の挙手を求める。

(挙手全員)

それでは、常任委員会の総意として、4名の参考人招致を求めることとする。

・議会だよりの内容について(審査内容・視察報告)

・行政視察のまとめについて

<吉田委員長>

議会だよりの審査内容項目については、いじめ防止関係、川東契約関係や、わがまちトークの結果等も含め検討していくこととする。

— 了 —

行政視察報告については、別添 視察報告資料の確認を願うこととする。

なお、行政視察報告に係る議会だよりの原稿については、正・副委員長に一任願う。

— 了 —

このあと、正・副委員長と教育委員会で、放課後児童会に関わって、小学4年生の夏休み受入についての条例提案をさせていただくことについて調整をさせていただきたいと思っているが、よろしいか。

— 了 —

・次回の日程、内容について

<吉田委員長>

7月以降の月例会については、月2回で、それ以外の週は協議会として行っていきたいと思っているが、希望する曜日を考えておいてほしい。

他になければ、これで総務文教常任委員会を閉議する。

13:51 閉議